

## 第23期佐世保市農業委員会第4回総会議事録

1 開催日時 平成29年9月27日(水)13時30分から

2 開催場所 佐世保市役所 中央保健福祉センター8階 講堂

3 出席農業委員(17名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 13番	水口 一男
委員 3番	阿波 茂敏	委員 14番	田中 広昭
委員 4番	長谷川清美	委員 15番	西尾 政喜
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 16番	赤木 行秀
委員 6番	浦 清一	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 7番	川口 勇二	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

8番 小川 徳衛

12番 富川 利光

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
日宇地区	磯本 安男	世知原地区	岩佐 孝
佐世保地区	加藤 照明	宇久地区	菅 徳雄
柚木地区	宮崎 敦	小佐々地区	松田 眞
大野地区	牟田 昇	江迎地区	小川 憲人
		鹿町地区	山口 英男

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 堤 正英

事務局 主幹 中里 忠義

事務局 係長 天羽 孝太郎

事務局 主査 博多屋 孝昭

事務局主査 小村 貴光  
事務局主任主事 牟田 雄介  
事務局主事 小宗 翔太

## 7 議事日程

議事録署名委員の指名

- 第 29 号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 30 号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 31 号議案 農地改良届について
- 第 32 号議案 非農地証明願について
- 第 33 号議案 非農地通知の取消について
- 第 34 号議案 非農地通知について
- 第 35 号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 36 号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 第 37 号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
- 第 38 号議案 農用地利用配分計画(案)について

- 報告1 農地法第3条の3第の規定による届出の報告について
- 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告3 農地法第5条の規定による転用届出の取消願の受理について
- 報告4 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告5 非農地証明願の取下願の受理について
- 報告6 農地転用許可不要案件の受理について
- 報告7 裁判所及び法務局への農地現況回答について
- 報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 8 会議の概要

松永副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第4回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

八並会長 皆さま、こんにちは。本日は足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。今日は、総会終了後も農地利用最適化関係などの研修もありますので、スムーズに進行できますよう最後までご協力を、何卒よろしく願いいたします。

松永副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は8番の小川徳衛委員、2番の富川委員の欠席はありますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。また、委員定数には関係ございませんが、早岐地区推進委員の久野委員が欠席です。以上です。

松永副会長 はい、それでは、④議事録署名人の指名をいたします。9番井手源一郎委員、10番辻茂樹委員、補充で11番近藤誠委員にお願いいたします。

議長 それでは、第4回総会の議案審議に入らせていただきます。第29号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。第29号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、中里地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在、上本山町。地目は、登記田、現況休耕。面積は35㎡。転用目的は長屋住宅。施設は、長屋住宅1棟、木造二階建、延床面積は422.62㎡。併用地あり、敷地全体面積は792.09㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第3種農地、中里皆瀬支所より279m。参考事項としまして、こちらは、中里皆瀬支所より南に約280mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高0.37m、最低0.1m。防護柵を設ける。日照通風は建物高を加減、7.54m。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から河川。一般事業計画書、駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図、縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。農地法第3条取得農地の農地転用申請に係る理由書添付。都市計画法関係は連たん区域です。

2番、相浦、九十九地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在、下船越町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は170㎡。転用目的は住宅用地。施設は、住宅1棟、木造平屋建、延床面積は70.05㎡。併用地あり、敷地全体面積は436㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、小島峠バス停より南東に約180mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は現状のまま利用する。日照通風は建物高を加減、5m。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。現況平面図添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出があつていません。都市計画法関係は連たん区域です。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 まずは、1番の中里地区ですが、この案件は、大宅委員が申請代理人となっておられる案件です。先に審議いたしますので、大宅委員は一時退席願ひます。

(大宅委員退席)

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、中里地区。

1 1 番 11番の近藤誠です。9月21日に永田推進委員と現地を調査してまいりました。申請地は平成23年に農地法3条で取得された農地で、取得後耕作は行われていましたが、なかなか土壌改良などをしてもなかなか収量が伸びない状態で、近年は保全管理となっていました。第3条での取得後10年は経過していませんが、転用のほどよろしくをお願いします。工事に関しましては、被害防除計画に基づいて施工すれば問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

永田委員 推進委員の永田です。現地調査してきましたが、問題ないと見てきました。

議 長 ありがとうございます。それでは、この件について、ご質問はありませんか。

1 3 番 13番の水口です。以前、3条の許可で取得し10年以内であれば制約があるということは分かっていますが、そのへんの運用について詳しく教えて頂けませんか。

事務局 はい、事務局です。農地法3条により取得をされた農地については、県の事務指針では年数の縛りは設定してありません。佐世保市農業委員会では、過去県の方で10年間は耕作しなければいけないと規定されていたところで、理由書を添付していただいています。申請地につきましては土壌改良などをしたなかなか収量が伸びない中に、所有している他の耕作中の農地に力を入れていたためどうしても保全管理の状態でありました。その隣接の長屋住宅の建設にあたって、その農地を転用しないと成り立たないため申請があっております。

議 長 ありがとうございます。水口委員よろしいですか。

1 3 番 分かりました。

議 長 他にありませんか。

全委員 (質問なし)

議 長 それでは、ご意見等ないようですので、採決に移ります。第29号議案の1番について、賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数ですので、第29号議案の1番につきまして、許可相当として県に進達いたします。それでは、退席中の19番大宅委員の入室を認めます。

(大宅委員入室)

議 長 次に、2番の地区担当委員の調査結果をお願いします。2番、相浦・九十九地区。

1 1 番 11番の近藤です。この案件は、地区担当の富川委員が欠席のため代わって報告いたします。9月21日に伊賀崎委員と調査をしまりました。現地は耕作されておらず、また、周囲に農地はありません。実家の近くに家を建てたいというもので、被害防除計画に基づいて施工すれば問題ありません。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 推進委員の伊賀崎です。近藤委員と調査してきましたが、問題はないと思います。

議 長 何か質問がある方はいらっしゃいますか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 賛成多数ですので、第29号議案の2番、相浦・九十九地区の案件につきましても、許可相当として県に進達いたします。次に、第30号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。説明に入ります前に、2件取下げの申し立てがあっております。1番と2番の相浦、九十九地区の案件につきまして、都市計画法の申請が整わないとの理由で、取下げとなっております。取下げ申し立ての内容につきましては、次回総会にて報告させていただきます。では、残りの3番から5番の案件についてご説明します。

3番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、吉井町立石。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は359㎡。転用目的は専用住宅。権利は、所有権移転(売買)です。施設は、住宅1棟、木造平屋建、延床面積91.09㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、西立石公民館より南に約70mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は現状のまま利用する。日照通風は建物高を加減、5.207m。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平

面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

4番、世知原地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、世知原町中通。地目は、登記田、現況休耕。面積は880㎡。転用目的は住宅用地。権利は、所有権移転（贈与）です。施設は、住宅1棟、木造平屋建、延床面積121.31㎡。事務所1棟、木造平屋建、延床面積27.74㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、天満宮より東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は現状のまま利用する。日照通風は建物高を加減、4.9m。排水計画の雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から河川。一般事業計画書、駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。残高証明書、融資予定証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画の変更について写添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。5番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、小佐々町矢岳。地目は、登記畑、現況畑。面積は2,351㎡。転用目的は貸資材置場、貸駐車場。権利は、所有権移転（売買）です。施設は、倉庫1棟、建築面積200㎡。作業場300㎡。資材置場770㎡。駐車場12台357㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、上矢岳公民館より北に約180mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は現状のまま利用する。日照通風は建物高を加減、6m。排水計画の雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書、駐車場利用計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画の変更について写添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございます。まず、3番、吉井地区ですがこの案件は、大宅委員が申請代理人となっておられる案件です。先に審議いたしますので、大宅委員は一時退席をお願いします。

(大宅委員退席)

議長 それでは、地区担当委員の報告をお願いします。3番、吉井地区。

13番 13番の水口です。9月25日に近藤委員と現地を調査してまいりました。現場周辺は住宅化しておりまして、申請地の隣にも水田がありますが、休耕地になっておりまして、申請地においては、住宅建設にあたりまして周辺に何ら影響はないと見てきました。被害防除計画を守っていただければ問題ないと思います。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

近藤博委員 推進委員の近藤です。水口委員が申しあげたとおり、特に問題はないと確認をいたしました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、この案件について何かご質問等ありますか。

1 5 番 はい。15番の西尾です。造成計画の中に、現状のまま利用するとなっておりますが、休耕地であれば、何らかの造成が必要ではないかと思うのですが、この記載についてどうお考えでしょうか。

事 務 局 事務局です。こちらは、造成計画に記載しておりますが、確かに農地のままでは使用できないかと思われませんが、実際には転圧、舗装といったこととなります。ここの造成計画には盛土、切土の発生についての記載になっております。今回の造成はその工事が無いということで、現状のまま利用すると表現しております。

議 長 西尾委員よろしいですか。

1 5 番 はい。15番の西尾です。休耕地となれば、何らかの造成が必要である農地だと思われまので表現していただく方がいいかと思えます。

事 務 局 事務局です。その記載の表現については、確認したいと思えます。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、他に何かご質問等ありますか。

議 長 それでは、ご意見等ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございました。賛成多数ですので、第30号議案の3番案件につきましては、許可相当として県に進達いたします。それでは、退席中の19番大宅委員の入室を認めます。

(大宅委員入室)

議 長 次に、第30号議案の4番、世知原地区の地区担当委員の報告をお願いします。

1 4 番 14番の田中です。9月25日に岩佐推進委員と調査をしてまいりました。譲受人の妹さんが、事務所と住宅を建てるということです。3番の案件と同様造成計画は現状のままとなっておりますが、何らかの工事は必要になります。日照問題についても平屋建で問題ないと確認してきま

した。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

岩 佐 委 員 推進委員の岩佐です。田中委員が言われたとおり周辺への影響もなく、何ら問題はないと見てきました。以上です。

議 長 次に、第30号議案の5番、地区担当委員の報告をお願いします。

1 6 番 16番の赤木です。9月21日に、松田推進委員と事務局2名で、現地を見てまいりました。先ほどから言われております、同じく造成計画の現状のままという記載については、現実には何らかの工事が行われると思います。被害防除計画に基づいてあれば、問題ないと確認しました。以上です。ご審議をお願いします。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

松 田 委 員 推進委員の松田です。赤木委員が言われたとおり、何ら問題はないと見てきました。以上です。

議 長 ありがとうございました。採決を行う前に、先ほどから、3番・4番・5番の造成計画の現状ままという表現の記載につきまは、私も事務局と協議をして良い方法で表現するようにしたいと思います。それでは、第30号議案につきまして、何かご質問はありませんか。

議 長 それでは、ご意見等ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございました。賛成多数ですので、第30号議案につきましては、許可相当として県に進達いたします。次に、第31号議案農地改良届について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第31号議案農地改良届について、ご説明します。

1番、針尾地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在、針尾中町の5筆。地目登記畑、現況休耕、農地面積及び施工面積は5筆合計1,264.64㎡。農地改良を必要とする理由は、石郷谷池の改修工事に伴い、道路が嵩上げされ、進入しづらくなったため嵩上げするもの。参考事項としまして、こちらは岳の田公民館より南西に約200mの位置にあります。作付計画は大根等。作付予定日は平成30年4月1日。工事期間は平成29年10月1日から平成30年3月31日まで。施工業者は記載のとおりです。土採取場所は針尾中町。土の種類は山土と耕作土。埋め立て高さは最高1.2m。土の



量は1, 500 m<sup>3</sup>。添付書類等は記載のとおりです。こちらは農振内白地です。

2番、江上地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在、有福町の3筆。地目登記田、現況休耕、農地面積及び施工面積は3筆合計803 m<sup>2</sup>。農地改良を必要とする理由は、水はけが悪く、水田に不向きなため、埋め立て整地し、畑として利用するもの。参考事項としまして、こちらは上有福公民館より南西に約100mの位置にあります。作付計画の冬期はイタリアン、夏期はかぼちゃ。作付予定日は平成30年2月頃。工事期間は平成29年10月20日から平成29年12月20日まで。施工業者は記載のとおりです。土採取場所は指方町。土の種類は褐色森林土と黒ぼく土。埋め立て高さは最高1.0m。土の量は1,050 m<sup>3</sup>。添付書類等は記載のとおりです。こちらは農振内白地です。

3番、皆瀬地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在、白仁田町。地目登記田、現況休耕、農地面積及び施工面積は406 m<sup>2</sup>。農地改良を必要とする理由は、両隣が嵩上げし宅地となっており、耕作がしづらい状況であったため嵩上げを行うもの。参考事項としまして、こちらは二反田橋バス停より北に約100mの位置にあります。作付計画は飼料。作付予定日は平成30年9月30日。工事期間は平成29年10月1日から平成30年3月31日まで。施工業者は記載のとおりです。土採取場所は菰田町。土の種類はれき土と耕作土。埋め立て高さは最高1.3m。土の量は530 m<sup>3</sup>。添付書類等は記載のとおりです。こちらは農振内白地です。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果報告をお願いします。1番、針尾地区。

1 番 はい、1番の有馬です。9月26日に原推進委員と現地を調査してきました。隣接している池は農業用になります。このため、池は3年ほど前から県の改修工事があります。この池に影響がないよう被害防除計画にのっとり工事を行えば、問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見ををお願いします。

原 委 員 はい、推進委員の原です。有馬委員が申しあげたとおり、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。次に、2番、江上地区。

2 番 はい、2番の川上です。9月21日に北村推進委員と事務局2名で現地を調査してまいりました。現地は、7月の総会で3条申請があった案件で、周辺に農地はなく住宅地に囲まれています。排水関係も問題なく処理される計画になっていまして、何ら問題はないと思います。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見ををお願いします。

北村委員 はい、推進委員の北村です。雨の時の水の流れこみ問題から、申請地は完了検査の際に確認する必要があると思いますが、申請のとおり、埋立の高さが1メートルあれば問題はないと思います。以上です。

議 長 それでは、完了後の追跡調査については、地区担当委員、推進委員にお願いしておきます。次に、3番、皆瀬地区。

19番 はい、19番の大宅です。25日に辻委員と山口推進委員と事務局で調査してきました。申請のとおりで、両隣を嵩上げし宅地となっており、耕作がしづらい状態であるため、申請地を同じように嵩上げするもので、隣接農地に影響はないものと思われそうですし、申請どおり工事をしていただければ問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見ををお願いします。

山口委員 はい、推進委員の山口です。申請地はもともとB判定農地でしたが、嵩上げして解消するというのであれば問題ないと思います。

議 長 それでは、第31号議案について意見はありませんか。

議 長 それではご意見等ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第31議案につきましては、受理いたします。次に、第32議案非農地証明願について説明をお願いします。

事務局 はい、事務局です。第32号議案非農地証明願について、ご説明いたします。

1番日宇地区。願出人は記載のとおりです。出人は記載りです。土地の所在は大和町、地目は登記畑、現況宅地、面積27㎡、願出の理由、平成16年6月30日付、転用目的共同住宅一部で、農地法第5条届出受理済。平成16年6月30日、農地転用完了(追認受理)。現在も共同住宅用地として利用している。参考事項としまして、こちらは第二白岳橋より北に約200mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

2番佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は春日町、地目は登記田、現況道路、面積56㎡、願出の理由、平成元年2月7日付、転用目的宅地造成として、農地法第5条届出受理済。平成元年2月7日、農地転用完了(追認受理)。現在も公衆

用道路として利用している。参考事項としまして、春日町2組公民館より北西に約10mの位置にあります。市街化区域で事由の②—3—3に該当します。

3番皆瀬地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は菰田町、地目は登記畑、現況宅地、面積558㎡、願出の理由、昭和56年11月27日付、転用目的集落センターとして、農地法第5条許可済。昭和57年月日不詳、農地転用完了。現在も公民館として利用している。参考事項としまして、菰田橋より東に約250mの位置にあります。市街化調整区域で事由の②—3—3に該当します。以上3件です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果報告をお願いします。  
1番、日宇地区。

6 番 はい、6番の浦です。9月25日に磯本推進委員と現地を調査してきました。申請地は駐車場として使用していたところで、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。次に、地区担当推進委員の意見をお願いいたします。

磯本委員 推進委員の磯本です。浦委員が申しあげたとおりで、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。次に、2番、佐世保地区担当委員の調査結果報告をお願いします。

7 番 はい、7番の川口です。9月22日に、加藤推進委員と現地を調査してまいりました。申請地は、現在公衆用道路として利用していまして、何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、地区担当推進委員の意見をお願いいたします。

加藤委員 推進委員の加藤です。川口委員の説明どおり問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、3番、皆瀬地区担当委員の調査結果報告をお願いします。

1 9 番 19番の大宅です。辻委員と山口推進委員と事務局で、現地を調査しました。申請のとおり、現在公民館として利用していまして、農地ではないと判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、地区担当推進委員の意見をお願いいたします。

山口委員 推進委員の山口です。大宅委員が申しあげたとおりです。以上です。

議長 それでは、第32号議案について意見はありませんか。

15番 はい、15番の西尾です。3番の皆瀬地区の件ですが、公民館として使用しているということなので、登記を地区の名義にした方がいいのではないかと思います。現在どのような取引になっているのでしょうか。

議長 それでは、大宅委員ご説明をお願いします。

19番 19番の大宅です。地域所有とするために今回申請が出ています。以上です。

議長 他にありませんか。ないようですので、賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第32議案につきましては、全件非農地として、証明を交付することといたします。  
次に、第33号議案非農地通知の取消について説明をお願いします。

事務局 はい、事務局です。第33号議案非農地通知の取消について説明いたします。平成29年8月25日開催の農業委員会総会において非農地と判断した農地について、申出により現地確認を行った結果、土地所在地の特定に誤りがあり、その現況から非農地判断を行うべきではないことが判明したため、非農地通知を取消すものです。宇久町の2筆で地目、面積等は記載のとおりです。現地調査は9月7日に農業委員さんと事務局にて確認いたしました。取消に当たりましては、改めて非農地通知の取消しの通知を同所有者へ送ることになります。以上です。ご審議をお願いします。

議長 第33号議案非農地通知の取消についてご意見等ございませんか。

全委員 (質問なし)

議長 それでは、質問がないようですので、採決に移ります。第33号議案について、賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第33号議案につきましては、全件承認されましたので、取消通知を行うことといたします。

次に、第34号議案非農地通知について、説明をお願いします。

事務局 はい、事務局です。第34号議案非農地通知について説明いたします。非農地通知の案件は、全部で25筆、所有者は16名、全面積は、14,261㎡となっています。土地の所在、各面積等につきましては、記載のとおりです。承認後所有者に対して非農地通知を発出し併せて関係機関へもリストを提出いたします。以上でございます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 第34号議案非農地通知について、ご意見等ございませんか。

15番 15番の西尾です。23番の宇久地区の案件につきましては、現地再確認した結果A判定と確認いたしましたので、報告いたします。

議長 他にご意見はありませんか。

全委員 (質問なし)

議長 それでは、質問がないようですので、採決に移ります。第34号議案について、西尾委員が申しあげました、23番の宇久の案件を除く24筆について、非農地通知の発出することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第34号議案の案件につきましては、23番以外は、非農地通知を発出することといたします。

次に、第35号議案農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第35号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地横手町及び心野町、目は登記田、現況田。面積計2,537㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地崎岡町、地目は登記畑現況休耕地。面積251㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果報告をお願いいたします。1番三川内地区。

4 番 4番、長谷川です。今月の21日に事務局職員と地区推進委員とで現地を確認しました。特に問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

中里委員 推進委員の中里です。ただいま、長谷川委員が報告されたとおりです。問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございました。次に、2番早岐地区については、私が報告いたします。25日に久野推進委員と確認をしました。この案件は、遊休農地解消としてもつながることでもあり、耕作に意欲のある譲受人ですので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。では、第35号議案について、何かご質問等ございませんか。

全 委 員 (意見なし)

議 長 ご意見がないようですので、採決に移ります。第35号議案に賛成の農業委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございました。賛成多数で、第35号議案は承認されましたので、申請者に対して農地法第3条の許可指令書を交付します。

続きまして、第36号議案農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第36号議案農用地利用集積計画(案)について、ご説明します。  
利用権の設定は、針尾地区2件、早岐地区1件、日宇地区1件、中里地区1件、吉井町区2件、世知原地区1件、宇久地区1件、所有権移転が宮地区2件の計11件の集積計画です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

議 長 それでは、第36号議案農用地利用集積計画(案)について、何かご意見ございませんか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 質問がありませんので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第36号議案の農用地利用集積計画を承認いたします。(案)を削除願います。

次に、第37号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第37号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明します。農地中間管理事業に係る利用権設定について、針尾地区3件、柚木地区22件、柚木・大野地区計2件、大野地区6件の計33件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等については、記載のとおりです。ご審議よろしく願います。

議長 ありがとうございます。何かご質問等ありますか。

全委員 (意見なし)

議長 ご意見がないようですので、採決に移ります。第37号議案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第37号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】は承認されました。(案)を削除してください。

続きまして、第38号議案農用地利用配分計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第38号議案農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分について、針尾地区1件、柚木地区2件、柚木・大野地区2件、大野地区5件の計10件計画されています。こちらは、佐世保市長より農業委員会に利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第37号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、本議案の審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

以上です。ご審議よろしく願います。

議長 ありがとうございます。何か質問がある方はいらっしゃいますか。

宮崎委員 推進委員の宮崎です。この議案の中で、現況が荒地とありますが、中間管理事業の借地としての条件は大丈夫なのですか。それから、登記地目が宅地で現況地目が農地など違うことは何も問題はないのでしょうか。

事務局 はい、事務局です。まず、現況が荒地の農地については、耕作放棄地解消事業を活用するということです。それから登記地目と現況地目が違うことの問題ですが、現況が農地であれば問題ないとなっています。

牟田委員 はい、推進委員の牟田です。私も、そのことについて農業畜産課の方へ同じようにお尋ねしましたところ、現況主義とのことで納得した次第です。

議長 宮崎委員、事務局と地区推進委員の牟田委員の説明でよろしいですか。

宮崎委員 はい。ありがとうございました。

議長 それでは、他に質問がある方はいらっしゃいますか。

全委員 (意見なし)

議長 ご意見がないようですので、採決に移ります。第38号議案に賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、第38号議案農用地利用配分計画については、第37号議案の公告が完了次第、農業畜産課へ回答することとします。  
これで、議案審議が終わりましたので、報告に入ります。  
報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告について、ご説明いたします。  
早岐地区1件、宇久地区1件の計2件について、相続による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。以上、報告いたします。報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告について、ご説明いたします。  
江上地区1件、宮地区1件、三川内地区及び日宇地区1件、柚木地区1件、相浦・九十九地区1件の計5件について、相続、所有権保存による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございました。次に、報告2農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告2農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告につ



いて、ご説明いたします。平成29年8月21日付局長専決事項として日宇地区1件、大野地区1件、平成29年9月4日付局長専決事項として佐世保地区1件の計3件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。次に、報告3農地法第5条の規定による転用届出の取消願の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3農地法第5条の規定による転用届出の取消願の受理について、ご説明いたします。平成29年8月21日付局長専決事項として日宇地区1件、転用届出の受理を取消しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、報告4農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告4農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成29年8月21日付局長専決事項として日宇地区1件、平成29年8月29日付局長専決事項として日宇地区1件、皆瀬地区2件、中里地区1件、平成29年9月7日付局長専決事項として日宇地区2件、大野地区1件、皆瀬地区2件、中里地区1件、相浦、九十九地区1件の計12件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。次に、報告5非農地証明願の取下願の受理について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告5非農地証明願の取下願の受理について、ご説明いたします。農地転用許可不要案件として、大野地区1件について受理をしております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、報告6農地転用許可不要案件の受理について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告6農地転用許可不要案件の受理についてご説明いたします。農地転用許可不要案件（農業用倉庫等）として、吉井地区1件について受理をしております。また、次のページですが、農地転用許可不要案件（電気通信事業）として、三川内地区1件、小佐々地区1件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。次に、報告7裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告7裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明いたします。裁判所照会

に対して、早岐地区1件、法務局照会に対して、大野地区1件の計2件について調査を実施し、回答しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。次に、報告8農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告8農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。柚木地区の1件受理しております。以上、報告いたします

議 長 ありがとうございました。全ての報告が終わりましたので、松永副会長より閉会の挨拶をお願いいたします。

松永副会長 皆さん、長時間に亘り審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第4回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。